議案第29号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第１項の規定により、平成31年５月１日付けで篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290条の規定により、議決を求める。

平成31年２月26日

西脇市長　片　山　象　三

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和30年兵庫県告示第 197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第１号表及び別表第２号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

附　則

この規約は、平成31年５月１日から施行する。